

## 山梨県立介護実習普及センター管理運営業務の内容及び基準

山梨県立介護実習普及センター（以下「センター」という。）の管理運営業務の内容及び基準は以下のとおりです。

この管理運営業務の内容及び基準は、提出された事業計画の評価及び指定管理者の事業実施状況評価の基準として用いられます。

### 1 施設の維持管理業務

施設の維持管理業務の内容及び基準は概ね次のとおりです。

清掃業務（介護機器・福祉用具展示場、介護実習室、調理実習室等）

- ・展示室の始業時清掃（毎日）
- ・一斉清掃（月1回以上）
- ・専門業者による床清掃（週1回）
- ・専門業者による窓・ブラインドの清掃（年2回以上）

展示備品（無償展示物を含む）の保守管理業務

- ・展示備品の確認（数量、更新の必要性の判断）
- ・展示備品の定期的な点検、清掃
- ・展示備品の破損修繕、盗難防止
- ・展示備品台帳（品名、品番、分類、金額、数量、配置場所等）の整備

施設設備の保守管理業務

- ・電気設備、ブラインド等の保守
- ・施設設備の維持保全、消耗品の交換
- ・展示物の破損修繕

### 2 施設の運營業務

施設の運營業務の主な内容及び基準は次のとおりです。

#### ア) 利用料

利用料は、原則として無料とします。ただし、材料費等については利用者の実費負担とすることができます。

#### イ) 職員の配置基準

センターは、高齢者や高齢者を介護している家族（養護者）はもとより、幅広い層からの来場や問い合わせがあり、介護や介護機器・福祉用具等について様々な相談に対応していただくとともに、必要に応じ適時適切な情報提供等をしていただきます。

また、介護実習事業や介護機器普及事業を基準に沿って適切に実施していただくとともに、センターの利用促進や施設の維持管理業務等を効果的・効率的に実施していただきます。

このため、職員の配置基準は、次のとおりとします。

センター所長

所長は、常勤でセンターの管理運営業務に専従することとします。

なお、管理業務の経験を5年以上有する者を希望します。

#### 教務担当職員

常勤の職員とします。

保健医療福祉活動等に関する経験を5年以上有する者を希望します。

#### 介護機器相談指導員

常勤の職員とします。

保健師、看護師、理学療法士、介護福祉士、作業療法士のいずれかの職種で、経験を5年以上有する者を希望します。

#### その他

教務職員、相談員など、「管理運営業務の内容及び基準」に定める業務を行うに当たり支障のないよう、必要な人員を確保してください。

なお、相談員の資格としては、「5 介護機器普及事業」を参照して下さい。

### ウ) サービス向上のための取組

#### 利用者の満足度調査の実施及び業務改善等

指定管理者は、講座受講者、展示室来場者等を対象にアンケート調査等を行い、意見や要望、満足度等について把握し、講座カリキュラムの見直しや業務改善管理運営に反映させるよう努めてください。

アンケートの内容については、県と協議を行ってください。また、アンケート結果及び業務改善の状況は、シ) 業務計画書の提出時に報告してください。

#### 地域で学び、体験できる機会の提供支援

センターのサービスを利用したくても気軽に来所出来ない人々に配慮し、地域において学び、体験できる機会を提供するための提案を求めます。

### エ) 安全管理・リスクへの対応

#### 事故防止や災害発生時等の対応 ( 1 )

- ・ 電動関連用具使用時の立ち会い
- ・ 研修等への補助員の配置
- ・ 防災訓練への参加 ( 2 )
- ・ 避難経路の確保
- ・ 安全管理マニュアルの整備 ( 3 )
- ・ 事故対応マニュアルの整備 ( 4 )

1 : 「山梨県福祉プラザ消防計画」に基づき対応します。

2 : 山梨県福祉プラザでは、毎年「防火訓練実施要領」に基づき、大規模地震等を想定して、職員及び来庁者等の避難訓練並びに消火栓放水訓練等を実施しています。

3 : 自己を未然に防ぐための施設の日常点検方法等を定めた安全管理マニュアルを策定し、適切に運用すること。

- 4：施設内で事故が発生した場合を想定した事故対応マニュアルを策定し、訓練等を実施すること。

#### 保険の加入

- ・施設賠償責任保険

募集要項「第7の6 保険への加入」に示すとおり。

- ・ボランティア保険

実習を伴う講座等への参加者を対象に必要なに応じて加入する。

#### オ) 国民保護措置への対応

国民保護法及び山梨県国民保護計画に基づき、武力攻撃事態等及び緊急対処事態の際には、利用者の安全確保、その他の保護のために必要な措置を講じてください。

#### カ) 暴力団の排除措置

施設の管理運営から暴力団等を排除するため、次の措置を行ってください。

- ・ 契約を行おうとする相手方が暴力団関係者であるか否か疑わしいときには、誓約書及び役員名簿を徴し、施設所管課を通じて警察に照会すること。
- ・ 警察からの情報提供で契約の相手方が暴力団関係者であることが判明した場合に、契約解除等が行えるよう契約条項の見直しを行うこと。

#### キ) 環境への配慮

指定管理者は、施設の維持管理・運営にあたっては、県のやまなしエネルギー環境マネジメントシステムに準じて省エネルギーの推進及び温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進等の環境保全についても十分配慮すること。

(主な取り組み)

- (1) 県のエネルギー環境マネジメントシステムで定める共通実施計画の取り組みについて、可能な限り実施すること。
- (2) エネルギー使用量の把握及び使用状況の分析を行い、必要な場合は改善策等を講じること。
- (3) 環境に配慮した製品の購入に努め、廃棄の際は資源の有効活用や適正処理を図ること。
- (4)(1)の実施状況及び(2)の使用状況等については、半年ごとに県に報告すること。

(注) 別添様式により報告

#### ク) 経営の管理

高齢者の介護に対する県民ニーズは多様化・高度化しており、職員は継続的に資質の向上を図るとともに、情報管理の徹底や適切な事務処理に努める必要があります。

このため、次の視点から具体的な提案を求めます。

職員の技術や能力育成、研修計画

個人情報保護及び情報公開に対する考え方

就業、給与、決裁及び会計等の取り扱い

## ケ) 会議の開催

指定管理者は、センターが行う業務を円滑に実施するため、次の会議を開催します。

山梨県立介護実習普及センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）の開催（年2回）（別添設置要綱参照）

運営委員会は、介護実習事業にかかるカリキュラムの策定、講師の選任、実習設備及び機器の整備、情報提供事業の実施方策等について協議します。

山梨県立介護実習普及センター介護機器普及事業運営協議会（以下「運営協議会」という。）の開催（随時）（別添設置要綱参照）

運営協議会は、介護機器普及事業の円滑な実施を図るため、優良な機器の選考、展示方法等の検討を行います。

## コ) センターの利用促進

### 広報・啓発計画

県民に、センターが実施している各種事業を広報しセンターの利用促進を図るとともに、県民に対し高齢者介護の意識啓発を図ることを目的とします。

このため、次に示す「広報・啓発事業の実施基準」を満たすことはもとより、効果的・効率的な広報・啓発事業とするための提案を求めます。

実施基準である発行部数、回数については必要に応じて年度毎に県と協議するものとします。

（広報・啓発事業の実施基準）

- |                    |                   |
|--------------------|-------------------|
| （１）センター案内の作成       | （４,０００部以上）        |
| （２）福祉用具展示品一覧の作成    | （１,０００部以上）        |
| （３）センターニュースの発行     | （年４回発行、各５,０００部以上） |
| （４）啓発ポスターの作成       | （１,０００部以上）        |
| （５）各種講座募集案内の作成     | （５,０００部以上）        |
| （６）報道機関（ ）を活用した広報  | （３回以上）            |
| テレビ、ラジオ、新聞等        |                   |
| （７）ホームページの活用       |                   |
| （８）図書、ビデオライブラリーの活用 |                   |

### その他の取組

各種事業の実施に当たっては、県民ニーズの把握を行うとともに、誰もがいつでも気軽に参加できるような配慮や工夫を行うことを求めます。

## サ) 事業報告書等の作成及び提出

### 定期報告書等

センターの利用実績等に関する資料については、四半期毎にまとめ県に報告します。

なお、管理運営に当たっては、１日の業務内容（点検、修繕、清掃その他の維

持管理業務、窓口運營業務等)や窓口対応件数など、特記事項を記した日報等を作成し、適正な業務、事業管理を行って下さい。

### **事業報告書**

毎年度終了後2月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し提出します。

また、年度の途中において指定管理者の指定を取り消された場合にあっては、その取り消された日から2月以内に、当該年度の当該日までの事業報告書を提出して下さい。

- ・管理業務の実施状況
- ・利用状況
- ・管理業務に係る収支決算
- ・自主事業の実施状況及び収支決算
- ・その他必要な事項

### **その他随時報告等**

県から管理業務及び経理の状況等について提出を求められた場合、報告書を作成して指定期日までに提出して下さい。

## **シ)業務計画書の作成及び提出**

指定管理者は、毎年度2月末までに、次に掲げる事項を記した次年度の管理運営に関する詳細な業務計画書を作成し、県に提出して下さい。

- (1)次年度の運営目標
- (2)実施事業(自主事業を含む)の概要及び実施時期
- (3)管理業務に係る体制
- (4)管理業務及び自主事業に係る収支予算
- (5)その他必要な事項

## **ス)モニタリングの実施**

指定管理者は、「指定管理者施設の管理運営状況のモニタリングに関するガイドライン」及び別途定める「指定管理業務のモニタリング実施要領」等に基づき県が実施するモニタリングに協力すること。

なお、モニタリングの結果、指定管理者の業務内容に改善が必要と認められる場合は、県は立ち入り調査等を行い、協議の結果、指定管理者に是正勧告等を行う。是正勧告を行い改善が見られない場合は、指定を取り消すことがある。

## **3 介護実習事業**

県民各層(児童、生徒、学生を含む)を対象とした「基本事業」、実際に高齢者介護をしている家族(養護者)を対象とした「支援事業」、介護専門職員等を対象とした「養成事業」について、以下に示す実施基準に従って実施していただきます。

### **目的**

基本事業では、高齢者の疑似体験や認知症について学ぶこと等により、高齢者に起こりがちな障害を正しく理解し、多くの県民が、高齢者への理解を深めることを目的とします。

支援事業では、高齢者に対する知識を深めるとともに、家庭で実践できる介護技術を目的別に行うことにより、実際に家庭で高齢者介護に携わっている家族（養護者）を支援することを目的とします。

養成事業では、介護現場を担う専門職員の知識、技術、リーダーシップ等の向上を図ることにより、高齢者の権利を擁護し、介護現場でのサービス水準の向上を図ることを目的とします。

各事業の提案に当たっては、県民ニーズを踏まえたものとなるよう留意願います。

### 実施基準

以下に示す講座・研修を実施するとともに、年間スケジュールに無理・偏りが無いよう企画する。なお、ニーズの変化、実績等を勘案し、全体のボリュームを維持する中で、年度ごとに必要に応じて県と協議のうえ内容を見直す。

### 県民各層を対象とした「基本事業」

講座名	定員	回数	1回あたり 日数	1回あたり 時間	年間受講 定員	講座のねらい、ポイント
入門介護講座(団体・随時)	30	20	1	2.5	600	高齢者を疑似体験し介護の心を養
福祉用具体験講座(団体・随時)	20	20	1	1.5	400	介護用具を見て、触れて、体験する
介護保険制度の仕組みとサービス (団体・随時)	20	5	1	1.5	100	介護保険制度の仕組みを理解する
高齢者疑似体験指導者研修	30	1	1	6.0	30	高齢者疑似体験指導者を養成する 高齢者の心身の特徴、セットの活用、 実技
福祉用具体験指導者養成研修	30	1	1	5.0	30	福祉用具の理解、福祉用具体験セット の活用、自助具の作製方法
夏休み小学生介護講座	30	4	1	6.0	120	高齢者を疑似体験し介護の心を養う お年寄りの生活を豊かにする道具を作る
認知症サポーター養成講座(定期)	30	4	1	2.0	120	認知症への理解を深め温かく見守る心 を養う
認知症地域公開講座	100	4	1	3	400	認知症について地域住民を対象とした 講座を開催
認知症キャラバン・メイト養成講座	100	2	1	6	200	認知症サポーター養成講座の講師を 養成する
夏休み認知症キッズサポーター養成 講座	30	1	1	2.0	30	児童生徒が認知症への理解を深め見 守る心を養う
基本事業計		62			2,030	

認知症サポーター養成講座は、団体からの開催要望があった場合は、センター職員が別途随時開催します。

認知症キャラバン・メイト養成講座の経費の一部は全国キャラバン・メイト連絡協議会が負担します。

認知症地域公開講座の開催場所は中北、峡東、峡南、富士東部の4圏域で開催し、認知症キャラバン・メ

イト養成講座の開催場所は国中、郡内にするなど県民が受講しやすいよう十分な配慮をして下さい。

### 高齢者介護をしている家族（養護者）を対象とした「支援事業」

講座名	定員	回数	1回あたり 日数	1回あたり 時間	年間受講 定員	講座のねらい、ポイント	
介護を支える保健医療福祉サービス (介護保険制度を知る)	30	1	1	1.5	30	在宅で利用できる各種サービスを知る	
介護を支える保健医療福祉サービス (在宅医療について)	30	1	1	2.0	30	症状や観察の注意点、緊急時の見分け方を学ぶ	
特別 研修 講座	口の中の健康管理	30	1	1	3.0	30	口腔ケアの必要性と関わり方を学ぶ
	意欲と力を引き出す介助の方法	30	1	1	3.0	30	意欲を引き出す工夫や介助方法を学ぶ
	高齢者に起こりやすい病気と 予防・救急法	30	2	1	3.0	60	陥りやすい状況への対処方法を学ぶ
	寝具衣類のお世話と床ずれ予 防	30	1	1	3.0	30	寝具等の選択、褥そう予防等を学ぶ
	排泄のお世話	30	2	1	3.0	60	排泄介助のポイントを学ぶ、実技
	清拭のお世話 (入浴・シャワー・部分浴)	30	1	1	3.0	30	浴槽内福祉用具の活用方法を学 ぶ、実技
	清拭のお世話 (ベッドでの洗髪・清拭)	30	1	1	3.0	30	清拭・洗髪の際の注意事項を学ぶ、 実技
	フットケア	30	1	1	3.0	30	フットケアの必要性と効果を学ぶ、実 技
	終末期のお世話	30	1	1	2.0	30	在宅ターミナルケアについて学ぶ
	介護者の健康管理 (心と体のリフレッシュ)	30	1	1	3.0	30	介護者の健康管理、リフレッシュ法を 学ぶ
お年寄りの食事のお世話	20	2	3	5.0	40	献立作り、調理法を学ぶ、実技	
認知症を理解した介護方法	30	1	2	4.0	30	認知症を理解し、介護方法を考える	
支援事業計		17			490		

## 介護専門職員等を対象とした「養成事業」

講座名		定員	回数	1回あたり 日数	1回あたり 時間	年間受講 定員	講座のねらい、ポイント
介護職員指導者研修		30	2	2	12	60	アセスメント技術、教育プログラムの習得
介護職場人材育成研修		30	2	3	18	60	介護現場で高齢者の自立を支援する指導者を養成する
特別 研 修	摂食嚥下障害のケア	30	1	1	5	30	高齢者の嚥下問題と口腔ケア、実技
	フットケア	30	1	1	5	30	フットケアの必要性と効果、実技
	化粧療法	30	1	1	3	30	化粧療法の効果と実際、実技
	音楽療法	30	1	1	5	30	音楽療法の効果と実際、実技
	トランスファーの基礎知識	30	1	1	5	30	トランスファーの基本と実技
	レクリエーション	30	1	1	4	30	レクリエーションの役割と方法、実技
	認知症高齢者の理解	30	1	2	10	30	認知症のためのケアマネジメント
	ターミナルケア・グリーフケア	30	1	1	5	30	終末期の基本的な考えや理解、介護現場での精神的ケアについて学ぶ
福祉用具関連実証研修		30	1	2	12	30	機能別の適切な用具の検証、実技
福祉用具・住宅改修指導者研修		30	1	2	12	30	福祉用具のフィッティングと住宅改修の演習
介護ロボット活用講座		30	1	1	5	30	介護現場で介護ロボットの導入・活用に向けて取り組むべき点などを学ぶ
養成事業計			15			450	

## 4 相談及び情報提供

県民や市町村・地域包括支援センターなどの関係機関、見学者からの高齢者の介護に関する相談に対し、窓口又は電話等により随時適切な助言等が与えられる体制を整えて下さい。

また、センター、市町村・地域包括支援センターなどの相談者を対象に高齢者の介護に関する法律相談について、弁護士による市町村等への派遣支援、電話相談業務を行って下さい。（ 1 ）

法律相談、介護機器・福祉用具、住宅改修等に関する相談及び情報提供については、内容に応じて保健師、看護師、社会福祉士等一定の資格要件（ 2 ）を満たす者が対応することとして下さい。

なお、相談内容は記録して3年間保存するとともに、集計結果は県及び「運営協議会」へ報告します。

更に、介護機器の最新情報などホームページ等による情報提供を積極的に行って下さい。

### 1 法律相談について

- ・積算上の件数は、年間12回（派遣支援6回、電話相談6回）を想定して下さい。
- ・経費については、派遣支援15,000円/回、電話相談7,500円/回、その



他消耗品等の諸経費を見込んで下さい。

2 一定の資格要件とは、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、介護支援専門員、社会福祉士、介護福祉士、義肢装具士、介護職員初任者研修修了者、実務研修修了者（旧ホームヘルパー 2 級以上）とする。

## 5 介護機器普及事業

介護機器・福祉用具の展示に関する業務について、以下に示す実施基準に従って実施していただきます。

### 目的

幅広い福祉用具の展示や見学者への説明・対応等を通じて、来所者が直接「目で見、触れて、試せる」場を提供することや高齢者の自立支援、介護者の介護負担の軽減を図るための支援機関としての役割を担うことを目的とします。

### 実施基準

#### 介護機器・福祉用具の展示

治療訓練具、パーソナルケア関連用具、移動機器、家事用具、家具・建築設備、コミュニケーション操作用具、その他約 600 点（別添資料）の展示品について

- ・ 定期的な点検・清掃、見やすい配置
- ・ 安全の確保
- ・ 破損・盗難防止
- ・ メーカーで製造中止になっているものの更新等の管理を徹底する。

また、展示品の選定や展示方法等について「運営協議会」において検討を行い、利用者ニーズに沿った福祉用具の充実を図るとともに、展示品については一部の業者に偏ることなく、公平な展示環境を維持する。

### 留意事項

業務の実施にあたり、関係機関、市町村、県等との連携を図るものとします。

県民ニーズ、県及び国の政策の動向をふまえ、適時適切な見直しを行うものとします。

個人情報の管理には十分配慮するものとします。

指定管理施設エネルギー使用状況等報告書(平成 年度実績)

指定管理施設名	
所管課名	
担当権限:氏名	
指定管理権者名	
記入権限:氏名	
電話番号	
延べ床面積(m <sup>2</sup> )	

エネルギー種類 単位	注1			注2			注3			注4											
	ガソリン	軽油	灯油	A重油	都市ガス	LPGガス	電気(電力会社1)		電気(電力会社2)		水道			コピー用紙			燃焼ゴミ 発生量(kg)	不燃ゴミ 発生量(kg)	資源ゴミ 発生量(kg)	その他 ( )	
	敷地外 使用量(%)	敷地内 使用量(%)	敷地外 使用量(%)	敷地内 使用量(%)	使用量(kWh)	使用量(kWh)	使用量(kWh)	使用量(kWh)	使用量(kWh)	使用量(kWh)	使用量(m <sup>3</sup> )	合計	A3	A4	B5						
主な用途																					
4月								0													
5月								0													
6月								0													
7月								0													
8月								0													
9月								0													
10月								0													
11月								0													
12月								0													
1月								0													
2月								0													
3月								0													
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
基準年度使用量																					
基準年度比																					
備考 -その他 -改修費 を記載してください。																					

電気検針日	7月	8月	9月	12月	1月	2月	3月
-------	----	----	----	-----	----	----	----

- 注1 ガソリン・軽油については、敷地内のみを走行する移動体(例えば構内専用フォークリフト等)や発電機など施設内で使用した量と外回りなどで敷地外を走る自動車等に使用した量を分けて記載してください。  
 注2 電気使用量には、太陽光発電の使用量の分けについて、  
 「昼間と夜間の電気使用量の分けについて、  
 業務用で多い高圧電力」や「季節別」という契約種別では、検針票や請求書などに「力率測定用有効電力量」という欄があります。併せて「力測用有効」などと記載されている場合もあります。これが省エネ法での昼間電力量にあたります。  
 夜間電力量は、全使用量から力率測定用有効電力量を引いて算出してください。  
 昼間電力量 = 力率測定用有効電力量、夜間電力量 = 全使用電力量 - 力率測定用有効電力量  
 分けられない場合は、全使用量期間の電力量としてください。  
 注3 温室効果ガス排出量の計算が電力会社によって異なるため、複数の電力会社と契約している場合、電力会社ごとに分けて記載してください。  
 注4 処分業者との契約内容の都合で発生量が計算されない場合(他施設・部署のゴミとまとめて精算など)、概算の数値を入力し、備考欄にその考え方を入力してください。(例:1袋 kgと計算)  
 注5 省エネ法の改正により、夏期(7~9月)と冬期(12~4月)の省エネと節電の取組が更に重要となりました。その際、エネルギー使用量の算定に、検針日を用いる場合がありますので、必ず記載してください。